

決算常任委員会総括質疑順位

平成30年（2018年）10月24日

発言時間(答弁時間を含む)

1. 野田 泰弘 （公明党） 60分以内
2. 泉井 智弘 （自由民主党絆の会） 70分以内
3. 梶川 文代 （市民と歩む議員の会） 40分以内

平成30年10月
決算常任委員会

発 言 通 告 書

30年 10月 19 日

吹田市議会決算常任委員会委員長 後藤 恭平 様

吹田市議会決算常任委員会委員 野田 泰弘

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
一、任用種別報酬額等について	
(1) 一般事務、留守家庭児童育成室指導員、障がい児介助員の臨時雇用員の賃金の違い 【総務部】	
(2) 働き方改革における非常勤職員と臨時雇用員の労働の差について【総務部、市長】	
一、交通災害・火災等共済について	
(1) 一般会計から繰入して生活保護世帯を加入させる理由【福祉部、市長】	
一、千里ニュータウンプラザのPFI事業について	
(1) 千里花とみどりの情報センターと千里ニュータウン情報館の必要性【市長】	
(2) PFI事業の見直しについて【市長】	
一、南工場跡地対策について	
(1) 目的外使用と使用料徴収について【市長】	
(2) 土壌汚染の認識について【市長】	

備考・発言通告書の提出期限は、10月19日（金）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

発 言 通 告 書

2018年 10 月 19日

吹田市議会決算常任委員会委員長 後藤 恭平 様

吹田市議会決算常任委員会委員 梶川 文代

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>1. 社会福祉法人への普通財産貸付</p> <p>1) 遡及契約について(総務部長)</p> <p>2) 「社会福祉法人等への普通財産貸付に係る減免取扱要領」(以下、同要領)の策定後、社会福祉法人等への周知について 賃借料の有償化決定を決めた会議体、今回の契約相手方へ直ちに通知しなかった理由は何か(行政経営部長、福祉部長)</p> <p>3) 平成28年度末に該当する相手に「普通財産貸付申請書」の提出を求め、申請書が提出されたのはいつなのか。文書処理を保留していたとの分科会答弁があったが、法令に違反、あるいは事務手続きに違反していないのか(福祉部長、総務部長)</p> <p>4) 「同要領」を策定した行政経営部及び福祉部において、部局間の協議、連携は策定後、いつ、どのように取られてきたのか(行政経営部長、福祉部長)</p> <p>5) 平成30年3月31日に遡及契約を取り交わすまでの間、担当副市長は、どのように報告を受け、指示をしていたのか。市長には報告し、指示を受けていたのか。また、市長は一連の報告を受けていたのか。受けていた場合はいつ、どのような内容か(複数回あればすべてについて)(副市長、市長)</p> <p>6) 「同要領」の第8条、減免あるいは取り消しについて庁内組織だけで決めるのではなく、専門的知見のある第三者が入った審査委員会のような組織での審査が必要ではないのか?(行政経営部長)</p> <p>2. 市の施設の安全性等について(メイシアター含む)</p> <p>1) 点検の種類・実施時期、既存不適格建造物の名称・内容(文教市民分科会以外含む)の未把握・非公表の理由及び市の姿勢・責任等(説明会等での発言含む)について(都市魅力部、行政経営部、両副市長)</p> <p>3. 市職員の退職後の再就職等について(市長)</p> <p>4. 市の職員数の増加とその理由について(市長)</p> <p>5. 本市の政策決定の過程・指示・推進等について(市長)</p> <p>6. 大規模プロジェクト等の実施計画と財政計画について(市長)</p> <p>7. 公共施設全体の推進体制について(市長)</p> <p>8. 前井上市長の方針等に従っている事業とそうでない事業について(市長)</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月19日(金)午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。